

株式会社バイオバンク 株主殿

拝啓

早春の候、株主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は、株式会社バイオバンクの業務に格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

当社の第10回定時株主総会を開催しなければなりません、まことに申し訳ありませんが、株主総会が以下のような事件が発生し、正確な株主名簿と株券のチェックをしなければならなくなりました。

正規の株主が決まらない限り、定時株主総会の開催ができません。

そのため、緊急避難的ですが電子媒体を用いた第10回の臨時株主総会を開催することにさせていただきます。

1 株式会社バイオバンクの偽造株券行の行使の事実が発覚したこと。

2009年12月11日、千葉地方裁判所八日市場支部A係 平成21年(ワ)第465号の損害賠償請求事件において株式会社バイオバンクの偽造株券の売買の事実が発覚しました。

千葉地検刑事部への刑事告訴・告発についての経過については、現在係争中の事件のために詳細については、後日、株式会社バイオバンクのHPにてお知らせ申し上げます。

現在、どれだけ被害が出ているか調査を開始したところです。

株式会社バイオバンクの偽造株券の特徴は、以下の通りです。

- (1) 株券表面のバイオバンク社の実印が異なる。
- (2) 偽造株券の記載番号と株主名について、株式会社バイオバンクの株主名簿に登録がない。
- (3) 株券のデザインが違う。
- (4) 書欄に会社印らしきものが押印されているが株式会社バイオバンクの印鑑ではない。

2 第9回定時の株式会社バイオバンクの株主総会にも、株式会社バイオバンクの株主と称して偽株主が株主総会に出席し、正常な株主総会ができなくなったこと。株式会社バイオバンクの株主名簿と身分証明書の確認をしたにもかかわらず出席していた事実が判明したこと。

3 株式会社バイオバンクは、株式会社バイオバンク株主より平成18年(ワ)第24879号損害賠償請求事件で無罪の確定判決を得ているにも関わらず、2009年6月30日、株式会社バイオバンクの株主による集団訴訟が(事件番号平成21年(ワ)第22164号)が東京地裁に提訴されました。

この中には、既に株式会社バイオバンクの株主でない株主も原告団に参加していることが判明しました。

4 神奈川大学は、大学発バイオベンチャーの株式会社バイオバンクと関 邦博研究室の共同研究を1999年から2008年まで認めてきました。2008年11月になり、突然神奈川大学は、株式会社バイオバ

ンクの偽造株券を使用した反社会的勢力(神奈川県中島三千男学長が2008年12月9日を使用した言葉)と称する者から繰り返し威力妨害を受け、この脅しに神奈川県は屈して、関 邦博研究室と株式会社バイオバンクの共同研究を破壊しました。この神奈川大学の突然の豹変行為に対し、また反社会的勢力に屈した不法行為に対して、株式会社バイオバンクは、神奈川県や関係者を被告として損害賠償請求事件として裁判所に提訴の準備をしています。詳細については裁判を通してこのHPで神奈川大学の不法行為を明らかにして行きます。

5 株式会社バイオバンクは、株式会社バイオバンクの2007年から偽造株券の売買詐欺、偽造株券製造、行使などの刑事事件、また2010年3月1日株式会社バイオバンク名で偽造した「閉鎖事前通知」による配布した容疑者を刑事告訴、告発し事件解明に協力していること。

6 株式会社バイオバンクの株式名簿管理、株式の書換業務について、契約しておりました「だいこう証券ビジネス社」と2009年6月3日を持ちまして業務提携が終了いたしました。株式会社バイオバンクの株主名義書換業務は、7月より新会社(大迫尚次代表)と締結をして業務を行っていましたが、当社の契約条項に違反しましたので2009年9月11日を持って契約を解消いたしました。

以上の6つの理由により、株式会社バイオバンクの第10回定時株主総会の開催が現状では、出来なくなりましたことをご知らせいたします。

株式会社バイオバンクの偽造株券の行使という刑事事件が解決し、株主名簿が整理できた暁に、毎年の定時株主総会を開催いたしたいと思っております。

第10回の定時株主総会に変わるものとして、電子媒体に臨時株主総会を下記の様に提案させていただきます。

第10回定時株主総会に諮るべき審議事項。

報告事項: 第10期(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)事業報告。

第1号議案: 第10期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

計算書類承認の件

この詳細な資料は、下記のHPでごらん頂けます。

<http://www.biobank.co.jp/>

議案に不同意の方は、書面にて株式会社バイオバンク宛にお知らせをお願い申し上げます。

議案に賛成の方は、返事は不要です。

よろしく、ご協力のほどお願い申し上げます。

何か、ご意見、アドバイスがあればお知らせ下さい。

取り急ぎお知らせにて失礼いたします。

敬具

2010年3月吉日

〒100-6208

東京都千代田区丸の内1-11-1

パシフィックセンチュリープレイス丸の内8階

株式会社 バイオバンク

代表取締役 石橋正義

電話:03-5847-0373

Fax:03-6860-8201

参考資料:1

(バイオバンク社の株主名簿の書き換え業務につて)。

バイオバンク社の株主の皆様よりの株式会社バイオバンクの名義人の変更、住所移転、電話番号の変更など発生いたしましたら、株式会社バイオバンクにて業務を承ります。なを、株券名義書換手数料は、1株につき5000円をお願いします。当分の間、事務処理には1か月間ほど時間がかかると思われます。必ず、郵便物での手配をよろしく願いいたします。なお、バイオバンクの住所は、下記のとおりです。

バイオバンク社の株券名義書換送付先:

株式会社 バイオバンク

〒100-6208

東京都千代田区丸の内1-11-1

パシフィックセンチュリープレイス丸の内8階

電話:03-5847-0373

F a x :03-6860-8201

<http://www.biobank.co.jp/>

株式名義書換振込口座は以下の通りです。

振込銀行名:三菱東京 UFJ 銀行 本店(001)

振込口座名:株式会社バイオバンク

振込口座番号:普通 0314807

